

社会福祉法人白樺会評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白樺会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者で、週に3日以上勤務する場合の理事長、業務担当理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、管理職手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬、管理職手当は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員に適用する規定を適用する。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは支給することができる。その額は在職期間により、その都度決める。

3 役員が本会職員と兼ねる場合は、職員の給与規程によるものし、前項の規程は適用しない。職員の給与規程によりがたい場合は別表2を参照に、理事長が定める。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤職員、及び、常勤役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(規則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

- 附則
- 1、この規程は平成29年6月7日から施行する。
 - 2、「社会福祉法人白樺会役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止する。
 - 3、この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	10,315円	51,575円	361,025円

別表2 常勤役員 (週5日40時間勤務の場合) の報酬等 (1人当たり)

役職	報酬月額	管理職手当月額	期末手当等	年間総額
常勤理事	350,000円 以内	56,000円 以内	1,750,000円 以内	6,622,000円 以内

個々の報酬等は勤務態様 (勤務日数、勤務時間等) により理事長が調整する。
また、期末手当等は職員への支給状況を勘案し理事長が決定する。

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事長	10,315円	—	517,500円
理事	10,315円	61,890円	371,000円
監事	10,315円	61,890円	123,780円
監事 (監査)	12,379円	12,379円	24,758円

* 監事 (監査) は監査など長時間にわたり業務に従事する場合に適用する。